

新潟市感染症予防計画

令和6年3月

新潟市

新潟市感染症予防計画

目次

序章 計画の基本的事項

- 1 感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針・・・・・・・・・・ 1
- 2 新興感染症への基本的な対応方針・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の性格・・・・・・・・・・ 2
- 4 計画の期間・・・・・・・・・・ 2

第1章 感染症の予防の推進の基本的な方向

- 1 事前対応型行政の構築・・・・・・・・・・ 2
- 2 市民一人一人に対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策・・・・・・・・ 3
- 3 人権の尊重・・・・・・・・・・ 3
- 4 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応・・・・・・・・・・ 3
- 5 市の果たすべき役割・・・・・・・・・・ 3
- 6 市民の果たすべき役割・・・・・・・・・・ 4
- 7 学校の果たすべき役割・・・・・・・・・・ 4
- 8 医師等の果たすべき役割・・・・・・・・・・ 4
- 9 獣医師等の果たすべき役割・・・・・・・・・・ 5
- 10 感染症対策における国際協力・・・・・・・・・・ 5
- 11 予防接種・・・・・・・・・・ 5
- 12 特定感染症予防指針に基づく施策の推進・・・・・・・・・・ 6

第2章 地域の実情に即した感染症の発生予防及びまん延防止のための施策に関する事項

第1節 感染症の発生予防

- 1 基本的な考え方・・・・・・・・・・ 6
- 2 感染症発生動向調査・・・・・・・・・・ 6
- 3 結核に係る定期の健康診断・・・・・・・・・・ 7
- 4 食品衛生部門及び環境衛生部門との連携・・・・・・・・・・ 8
- 5 関係機関及び関係団体との連携・・・・・・・・・・ 8

第2節 感染症のまん延防止

- 1 基本的な考え方・・・・・・・・・・ 9
- 2 積極的疫学調査・・・・・・・・・・ 9
- 3 検体の採取等、健康診断、就業制限及び入院・・・・・・・・・・ 10

4	感染症の審査に関する協議会	11
5	消毒その他の措置	11
6	食品衛生部門及び環境衛生部門との連携	11
7	市保健所及び新潟市衛生環境研究所の役割分担及び連携	12
8	新感染症、一類感染症の発生時の対応	12

第3章 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項

1	基本的な考え方	12
2	情報の収集調査及び研究の推進	12
3	市保健所の役割	13
4	新潟市衛生環境研究所の役割	13
5	感染症指定医療機関等の役割	13
6	関係機関及び関係団体との連携	13

第4章 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

1	基本的な考え方	14
2	市の検査実施体制	14
3	新潟市衛生環境研究所の検査実施体制	14
4	総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び公表	14
5	関係機関及び関係団体との連携	15

第5章 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項

1	基本的な考え方	15
2	市における感染症の患者の移送のための体制の確保の方策	15
3	関係機関及び関係団体との連携	16

第6章 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項

1	基本的な考え方	16
2	厚生労働省令で定める体制の確保に係る市における方策	18
3	関係機関及び関係団体との連携	18

第7章 新型インフルエンザ等感染症又は新感染症の外出自粛対象者の療養生活

の環境整備に関する事項

- 1 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
- 2 市における外出自粛対象者の療養生活の環境整備の方策・・・・・・・・18
- 3 関係機関及び関係団体との連携・・・・・・・・・・19

第8章 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示の方針に関する事項

- 1 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
- 2 国の総合調整及び指示方針に対する市の対応・・・・・・・・・・20
- 3 新潟県における総合調整及び指示の方針に対する市の対応・・・・・・・・20

第9章 法第53条の16第1項に規定する感染症対策物資等の確保に関する事項

- 1 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
- 2 感染症対策物資等の確保に関する方策と関係機関及び関係団体との連携・・21

第10章 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項

- 1 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
- 2 啓発及び知識の普及・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
- 3 情報の活用、提供（公表）時における患者等の人権の尊重・・・・・・・・22
- 4 関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・22

第11章 感染症対策に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

- 1 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
- 2 市における感染症に関する人材の養成及び資質の向上・・・・・・・・23
- 3 医療機関等における感染症に関する人材の養成及び資質の向上・・・・・・・・23
- 4 医師会等関係機関及び団体との連携・・・・・・・・・・23

第12章 感染症の予防に関する市保健所の体制の確保に関する事項

- 1 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
- 2 感染症の予防に関する市保健所の体制の確保・・・・・・・・・・24
- 3 関係機関及び関係団体との連携・・・・・・・・・・25

第13章 緊急時における感染症の発生予防及びまん延防止、病原体等の検査の

実施並びに医療の提供のための施策（国と地方公共団体及び地方公共
団体相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項

- 1 緊急時における感染症の発生予防及びまん延防止並びに医療の提供・・・25
- 2 緊急時における国との連絡体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
- 3 緊急時における地方公共団体相互間の連絡体制・・・・・・・・・・25

第14章 その他感染症の予防の推進に関する重要事項

- 1 施設内感染の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
- 2 災害防疫・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
- 3 動物由来感染症対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
- 4 外国人に対する適用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
- 5 薬剤耐性対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
- 6 市民への情報提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27

巻末資料

- 用語説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
- 感染症分類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30

序章 計画の基本的事項

1 感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針

明治 30 年の伝染病予防法の制定以来 100 年が経過し、この間、医学・医療の進歩、公衆衛生水準の向上、市民の健康・衛生意識の向上、人権の尊重及び行政の公正性・透明性の確保の要請、国際交流の活発化、航空機による大量輸送の進展等、感染症を取り巻く状況は大きく変化した。そこで、現代における感染症の脅威と感染症を取り巻く状況の変化を踏まえた施策の再構築が必要となり、平成 10 年、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）が制定された。

同法は制定後も数次にわたり改正が行われているが、感染症を取り巻く状況は日々変遷し、それらに適切に対応していく必要がある。

また、感染症の発生予防とまん延防止、感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供、感染症及び病原体等に関する調査並びに研究の推進、医薬品の研究開発、病原体等の検査体制の確立、人材養成、啓発や知識の普及、特定病原体を適切に取り扱う体制の確保とともに、国、新潟県及び他の地方公共団体と連携し、感染症対策を総合的に推進する必要がある。

2 新興感染症への基本的な対応方針

市民の生活、生命・健康に重大な影響を与える恐れがある新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症（以下「新興感染症」という。）の発生及びまん延に備えるため、平時から迅速かつ的確に対応可能な体制を整えることが重要である。

新型コロナウイルス感染症では、市は新潟県と連携して、市民や事業者をはじめ、国、専門家、医療機関、入院外療養者の受入施設、関係機関及び関係団体等が一体となって、感染拡大防止対策の実施、医療提供体制の整備及び新型コロナウイルスワクチン接種の推進などに「オール新潟」で取り組んできた。その結果、政令市の中でも相対的に感染率や死亡率を抑えることができた。

次の新興感染症による危機がどのようなものになるかを予測することは非常に困難であることから、次の新興感染症においても、新型コロナウイルス感染症相当の感染症の発生を想定して、初期段階から、より迅速に、より効果的に、新潟県と連携した「オール新潟」で対応することを目指す。

また、次の新興感染症が事前の想定と大きく異なった場合、政府方針や「新潟県感染症対策連携協議会」及び専門家等からの助言や情報などを活用し、その感染症の特性に合わせて「オール新潟」で機動的に対応する。

3 計画の性格

(1) 本計画は、法第 10 条に基づく計画であり、法第 9 条に基づき厚生労働大臣が定める「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（以下「基本指針」という。）」及び新潟県感染症予防計画に即して策定するものである。

なお、基本指針の第 6 章「感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項」及び第 10 章「宿泊施設の確保に関する事項」については、新潟県が中心的に実施するため、本計画では定めず、新潟県感染症予防計画により実施される。

(2) 本計画は、法第 11 条に基づき厚生労働大臣が作成する「特定感染症予防指針」、地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）に基づき厚生労働大臣が定める基本指針、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 4 第 1 項に基づき新潟県が定める「医療提供体制の確保を図るための計画（医療計画）」（「第 8 次新潟県地域保健医療計画」）並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）に基づき新潟県知事が作成する行動計画と市長が作成する行動計画について、それぞれ整合を図る。

4 計画の期間

(1) 本計画の期間は令和 6（2024）年度から令和 11（2029）年度までとする。

(2) 法第 10 条第 4 項に基づき、感染症の予防に関する施策の効果に関する評価及び第 6 章の体制の確保に係る目標を踏まえ、第 4 章、第 7 章、第 9 章、第 11 章、第 12 章及び第 13 章に掲げる事項については少なくとも 3 年ごとに、第 1 章から第 3 章まで、第 5 章、第 6 章、第 8 章、第 10 章、第 14 章に掲げる事項については少なくとも 6 年ごとに、それぞれ再検討を加え、必要があると認めるときは、内容の変更も考慮する。

第 1 章 感染症の予防の推進の基本的な方向

1 事前対応型行政の構築

感染症対策は、国内外における感染症に関する情報の収集、分析並びに市民及び医師等医療関係者への公表（以下「感染症発生動向調査」という。）を適切に実施するための体制（以下「感染症発生動向調査体制」という。）の整備、基本指針、新潟県感染症予防計画、本計画及び特定感染症予防指針に基づく取組を通じて、普段から感染症の発生及びまん延を防止していくことに重点を置いた事前対応型の行政として取り組んでいくことが重要である。

また、市は、新潟県感染症対策連携協議会を通じ、本計画等について協議を行うとともに、本計画に基づく取組状況を毎年報告し、進捗確認を行うことで、平時より感染症の

発生及びまん延を防止していくための取組を関係者が一体となって PDCA サイクルに基づく改善を図り、実施状況について検証することが必要である。

2 市民一人一人に対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策

今日、多くの感染症の予防及び治療が可能となってきたため、感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報の収集及び分析とその分析の結果並びに感染症の予防及び治療に必要な情報の市民への積極的な公表を進めつつ、市民一人一人における予防及び感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ねによる社会全体の予防を推進していくことが重要である。

3 人権の尊重

- (1) 感染症の予防と患者等の人権の尊重の両立を基本とする観点から、患者の個人の意思や人権を尊重し、一人一人が安心して社会生活を続けながら良質かつ適切な医療を受けられ、入院の措置がとられた場合には早期に社会に復帰できるような環境の整備に努める。
- (2) 感染症に関する個人情報の保護には十分留意する。また、患者や医療従事者等への誹謗中傷など、感染症に対する差別や偏見の解消のため、報道機関に協力を求めることを含め、あらゆる機会を通じて市民への正しい知識の普及啓発に努める。

4 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応

感染症の発生は、周囲へまん延する可能性があり、市民の健康を守るための健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応が求められる。そのため、感染症の発生状況等の的確な把握が不可欠であり、感染症の病原体の検査を含めた総合的な感染症発生動向調査体制の確立に向けて、疫学的視点を重視しつつ、市行政機関内の関係部局はもちろんのこと、新潟県、県保健所、他市町村、大学、市医師会等医療関係団体その他の関係者が情報共有しながら、適切に連携して迅速かつ的確に対応できる体制の整備を行う。また、本計画に基づき、健康危機管理の段階に応じた行動計画等の策定及びその周知を通じ、健康危機管理体制の構築を行う。

5 市の果たすべき役割

- (1) 市は、施策の実施に当たり、地域の特性に配慮しつつ、新潟県と連携して感染症の発生予防及びまん延防止のための施策を講ずるとともに、正しい知識の普及、情報の収集及び分析並びに公表、研究の推進、人材の養成及び資質の向上並びに確保、迅速かつ正確な検査体制の整備並びに社会福祉等の関連施策との有機的な連携に配慮した医療提供体制の整備等の感染症対策に必要な基盤を整備する。この場合、市は、感染症

の発生予防及びまん延防止のための施策に関する国際的動向を踏まえるとともに、感染症の患者等の人権を尊重する。

- (2) 新潟県と市は、各々の予防計画に沿って感染症対策を行うが、市においても、基本指針及び新潟県感染症予防計画に即して本計画を策定することに鑑み、新潟県感染症対策連携協議会等を通じて、予防計画を立案する段階から、新潟県と連携して感染症対策を行う。
- (3) 感染症に係る医療を提供する体制の確保について、市は、新潟県感染症予防計画に基づき、新潟県と連携して対応する。
- (4) 市は、市保健所を地域における感染症対策の中核的機関として、また、新潟市衛生環境研究所を市における感染症の技術的かつ専門的な機関として明確に位置付けるとともに、それぞれの役割が十分に果たされるよう、体制整備や人材育成等の取組について、国からの支援等を活用しながら計画的に行う。
- (5) 市は、複数の都道府県等（都道府県並びに保健所を設置する市及び特別区をいう。以下同じ。）にわたる広域的な地域に感染症のまん延のおそれがあるときには、近隣の都道府県等や、人及び物資の移動に関して関係の深い都道府県等と相互に協力しながら感染症対策を行う必要がある。また、このような場合に備えるため、国及び新潟県と連携を図りながらこれらの都道府県等との協力体制についてあらかじめ協議をしておくことが望ましい。また、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、迅速に体制を移行し、対策が実行できるよう、新潟県と連携し必要な体制整備を行う。
- (6) 市は、感染状況等の情報提供や相談対応を通じて住民に身近な立場から感染症の発生及びまん延の防止を図る。

6 市民の果たすべき役割

市民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めなければならない。また、感染症の患者や医療従事者等について、偏見や差別をもって患者や医療従事者等の人権を損なわないようにしなければならない。

7 学校の果たすべき役割

学校は、児童生徒などの若い世代に対し、教育活動の中で感染症予防に関する正しい知識を理解させ、予防方法を実践させるとともに、感染症の患者等への差別や偏見が生じないように指導していく必要がある。

8 医師等の果たすべき役割

- (1) 医師その他の医療関係者は、6に定める市民の果たすべき役割に加え、医療関係者の立場で新潟県及び市の施策に協力するとともに、感染症の患者等が置かれている状況

を深く認識し、患者等に対する適切な説明を行い、その理解の下に良質かつ適切な医療を提供するよう努めなければならない。

- (2) 病院、診療所、病原体等の検査を行っている機関、老人福祉施設等の開設者等は、施設における感染症の発生予防やまん延防止のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- (3) 保険医療機関又は保険薬局は、感染症の入院患者の医療その他必要な医療の実施について、新潟県及び市が講ずる措置に協力するものとする。特に公的医療機関等（法第36条の2第1項に規定する公的医療機関等をいう。以下同じ。）、地域医療支援病院及び特定機能病院は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に新興感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ的確に講ずるため、新潟県知事が通知する医療の提供等の事項について、措置を講じなければならない。

9 獣医師等の果たすべき役割

- (1) 獣医師その他の獣医療関係者は、6に定める市民の果たすべき役割に加え、獣医療関係者の立場で新潟県及び市の施策に協力するとともに、感染症の発生予防やまん延防止に寄与するよう努めなければならない。
- (2) 動物等取扱業者（法第5条の2第2項に規定する者をいう。以下同じ。）は、6に定める市民の果たすべき役割に加え、自らが取り扱う動物及びその死体（以下「動物等」という。）が感染症を人に感染させることがないように、感染症の予防に関する知識及び技術の習得、動物等の適切な管理その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

10 感染症対策における国際協力

市は新潟県と連携して、感染症に関して海外の政府機関、研究機関、世界保健機関等の国際機関等との情報交換や国際的取組への協力を進めるとともに、国立大学法人新潟大学をはじめとした関係機関と協力し、感染症に関する研究や人材養成の面においても国際的な協力を努める。

11 予防接種

予防接種は、感染源対策、感染経路対策及び感受性対策からなる感染症予防対策の中で、主として感受性対策を受け持つ重要なものである。そのため、国によるワクチンの有効性及び安全性の評価を十分に把握しながら、ワクチンに関する正しい知識の普及を進め、市民の理解を得つつ、新潟県や、市医師会等の関係団体等と連携して、積極的に予防接種を推進する。

12 特定感染症予防指針に基づく施策の推進

特定感染症予防指針が制定されている感染症については、予防対策を総合的に推進するため、本計画によるほか、当該予防指針に基づき、具体的な施策を推進する。

第2章 地域の実情に即した感染症の発生予防及びまん延防止のための施策に関する事項

第1節 感染症の発生予防

1 基本的な考え方

- (1) 感染症の発生予防のための対策においては、第1章の1に定める事前対応型行政の構築を中心として、国、新潟県及び市が具体的な感染症対策の企画、立案、実施及び評価の過程を通し、常に現実に即した対応を心がけることが重要である。
- (2) 感染症の発生予防のための対策として日常行われるべき施策は、本節の2に定める感染症発生動向調査がその中心としてなされるものであるが、さらに、平時における本節の4に定める食品衛生対策及び環境衛生対策等について、関係機関及び関係団体との連携を図りながら具体的に講ずる必要がある。また、患者発生後の対応時においては、第2節に定めるところにより適切に措置を講ずる必要がある。
- (3) 予防接種による予防が可能であり、ワクチンの有効性及び安全性が確認されている感染症については、実施体制の整備等を進め、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づき適切に予防接種が行われることが重要である。また、市は、市医師会等と十分な連携を行い、個別接種の推進をはじめ対象者が接種をより安心して受けられるような環境の整備を地域の実情に応じて行うこと、さらに、市民が予防接種を受けようと希望する場合、予防接種が受けられる場所、機関等についての情報を積極的に提供していくことが重要である。

2 感染症発生動向調査

- (1) 市が新潟県と連携して、感染症の発生に関する情報を収集及び分析し、その情報を市民や医師等の医療関係者に対して公表していくことは、感染症の予防に関する施策の推進に当たり、最も基本的な事項である。
- (2) 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の情報収集、分析及び公表について、精度管理を含めて全国的に統一的な体系に基づき、ホームページや新聞等を活用して実施する。市は、特に現場の医師に対して、感染症発生動向調査の重要性についての理解を求め、

市医師会等を通じ、その協力を得ながら、適切に進める。

- (3) 市は、法第 12 条に規定する届出の義務について、市医師会等を通じて周知を行い、病原体の提出を求めるとともに、最新の医学的知見を踏まえた感染症発生動向調査の実施方法の見直しについての検討やデジタル化が進む中での迅速かつ効果的に情報を収集・分析する方策についての検討を推進する。
- (4) 市長は、法第 13 条の規定による届出を受けた場合、当該届出に係る動物又はその死体が感染症を人に感染させることを防止するため、速やかに第 2 節 2 に定める積極的疫学調査の実施その他必要な措置を講ずる。この場合においては、市保健所、新潟市衛生環境研究所、動物等取扱業者の指導を行う機関等は相互に連携する。
- (5) 一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者並びに新感染症にかかっていると疑われる者については、法に基づき健康診断等の感染症の発生予防及びまん延防止並びに患者に対する良質かつ適切な医療の提供が迅速かつ適切に行われる必要があり、また、四類感染症については、病原体に汚染された場合の消毒、ねずみ族の駆除等の感染症の発生予防及びまん延防止のための措置が迅速かつ適切に行われる必要があるほか、一部の五類感染症についても、感染の拡大防止のため迅速に対応する必要があることから、医師から市長への届出が適切に行われるよう、市医師会等を通じ周知徹底を図る。
- (6) 二類感染症、三類感染症、四類感染症及び五類感染症の疑似症については、感染症の発生予防及びまん延防止のための措置が迅速かつ適切に行われる必要があることから、法第 14 条に規定する市長への届出が適切に行われるよう、指定届出機関への周知徹底を図る。
- (7) 感染症の病原体の迅速かつ正確な特定は、患者への良質かつ適切な医療の提供のために不可欠であるが、さらに、感染症の発生予防及びまん延防止のために極めて重要な意義を有している。したがって、市は、新潟市衛生環境研究所を中心として、病原体に関する情報が統一的に収集、分析及び公表される体制を構築するとともに、患者に関する情報とともに全国一律の基準及び体系で一元的に機能する感染症発生動向調査体制を構築する。また、新潟市衛生環境研究所が必要に応じて医療機関等の協力も得ながら、病原体の収集・分析を行う。
- (8) 新型インフルエンザ等感染症等の新興感染症が発生した場合の健康危機管理体制を有効に機能させるためには、まず、新型インフルエンザウイルス等の出現を迅速かつ的確に把握することが不可欠である。感染症情報の収集については、新潟県感染症対策連携協議会即応体制部会等と連携し、積極的に進めるとともに、感染症の流行状況や具体的な感染予防の留意点等について、市民や医療関係者等への周知を図る。

3 結核に係る定期の健康診断

- (1) 高齢者等の結核発病のハイリスク・グループ、発症すると二次感染を生じやすい職業に就労している者等に対して、定期の健康診断の実施主体である市、事業者、学校、施設の長は、定期の健康診断を重点的に実施するよう努める。
- (2) 市長は、罹患率等の地域の実情に応じ、定期の健康診断の対象者を定める。

4 食品衛生部門及び環境衛生部門との連携

- (1) 市においては、感染症対策部門と食品衛生部門の効果的な役割分担と連携が必要である。飲食に起因する感染症である食品媒介感染症の予防に当たり、食品の検査及び監視を要する業種や給食施設への発生予防指導については食品衛生部門が、二次感染によるまん延防止等の情報の公表や指導については感染症対策部門がそれぞれ主体となり、相互に連携を図りながら実施する。
- (2) 平時において、水や空調設備、ねずみ族及び昆虫等を介する感染症の発生予防対策を講ずるに当たり、市は、感染症を媒介するねずみ族及び昆虫等（以下「感染症媒介昆虫等」という。）の駆除並びに防鼠及び防虫に努めることの必要性等の正しい知識の普及、蚊が媒介する感染症が流行している海外の地域等に関する情報の提供、カラス等の死亡鳥類の調査、地域住民に対する正しい知識の普及、情報の提供、関係業種への指導等について感染症対策部門と環境衛生部門の連携を図る。
- (3) 平時における感染症媒介昆虫等の駆除並びに防鼠及び防虫は、感染症対策の観点からも重要である。この場合の駆除並びに防鼠及び防虫は、市の判断で適切に実施するとともに、過剰な消毒及び駆除とならないよう配慮する。

5 関係機関及び関係団体との連携

- (1) 感染症の予防を効果的かつ効率的に進めていくために、国や地方公共団体の感染症対策部門、食品衛生部門、環境衛生部門等が適切に連携を図るとともに、学校、企業等の関係機関及び団体等とも連携を図る。また、国、地方公共団体並びに国立大学法人新潟大学などの研究・教育機関、医師会等の専門職能団体や高齢者施設等の関係団体の連携体制を新潟県感染症対策連携協議会等を活用して構築する。
- (2) 広域での対応に備え、国、新潟県及び他の地方公共団体の連携強化を図るほか、厚生労働省新潟検疫所との連携体制をあらかじめ構築する。
- (3) 市保健所は、感染症発生予防の普及啓発、また、発生時のまん延防止のための対応が円滑に行われるよう、感染症の発生動向等に関する情報の提供を通じ、市関係部局及び新潟県との連携を図る。

第2節 感染症のまん延防止

1 基本的な考え方

- (1) 市は感染症のまん延防止対策に当たり、健康危機管理の視点に立ち、迅速かつ的確に対応する。同時に市民一人一人の予防及び良質かつ適切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ねにより、社会全体の予防の推進を図る。
- (2) 感染症のまん延防止のためには、感染症発生動向調査及び積極的疫学調査による迅速で正確な情報の公表等を行うことで、患者等を含めた市民、医療関係者等の理解と協力に基づいて、市民自ら予防に努め、健康を守る努力を行うことが重要である。
- (3) 市長は、新興感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報等について、適時、適切に公表するとともに、新潟県知事が当該情報に関する住民の理解の増進に資するため必要があると認め、市に対して協力を求める場合には、必要な対応を行う。
- (4) 市長が対人措置（法第4章に規定する措置をいう。以下同じ。）及び対物措置（法第5章に規定する措置をいう。以下同じ。）を行うに当たっては、感染症発生動向調査及び積極的疫学調査等により収集された情報を適切に活用し、必要最小限のものとする。仮に措置を行う場合であっても、患者等の人権を尊重する。
- (5) 事前対応型行政を進めるため、市は新潟県とともに、特定の地域に感染症が集団発生した場合における市医師会等の専門職能団体や高齢者施設等関係団体等、近隣の地方公共団体との役割分担及び連携体制について、まん延防止の観点からあらかじめ定める。
- (6) 複数の都道府県等にまたがるような広域的な感染症のまん延の場合には、国が技術的援助等の役割を積極的に果たすが、市においては新潟県とともに他都道府県等との連携体制をあらかじめ構築する。
- (7) 感染症のまん延防止のため緊急の必要があり、国及び新潟県が予防接種法第6条に基づく指示を行った場合は、臨時の予防接種を適切に行う。

2 積極的疫学調査

- (1) 積極的疫学調査については、国際交流の進展等に即応し、より一層、その内容の充実が求められる。
- (2) 積極的疫学調査については、対象者の協力が得られるようその趣旨をよく説明し、理解を得ることに努める。また、一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者については、正当な理由なく応じない場合には、指示、罰則の対象となることを、人権に配慮しあらかじめ丁寧に説明を行う。
- (3) 積極的疫学調査は、①一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者が発生、又は発生した疑いがある場合、②五類感染症の発生の状況に異状が認められる場合、③国内で発生していない感染症であって国外でまん延しているものが発生するおそれがある場合、④動物が人に感染させるおそれが

ある感染症が発生、又は発生するおそれがある場合、⑤その他市長が必要と認める場合に的確に行う。

- (4) 積極的疫学調査を行う場合は、県保健所、市保健所、新潟県保健環境科学研究所、新潟市衛生環境研究所、動物等取扱業者の指導を行う機関等が密接な連携を図り、地域における流行状況の把握並びに感染源及び感染経路の究明を迅速に進める。
- (5) 市長が必要と認める場合、新潟県感染症対策連携協議会や新潟市保健所感染症診査協議会の意見を聞き、市内医療機関や国立大学法人新潟大学などの研究・教育機関における感染症の専門家や、厚生労働省新潟検疫所、国立感染症研究所、国立研究開発法人国立国際医療研究センター等の協力を求めながら、専門調査班（仮称）を編成し、調査にあたる。

3 検体の採取等、健康診断、就業制限及び入院

- (1) 検体の採取等、健康診断、就業制限及び入院の勧告又は措置に当たっては、感染症の発生及びまん延に関する情報を対象となる患者等に提供し、その理解と協力を求めながら行うことを基本とする。人権の尊重の観点から必要最低限のものとするとともに、審査請求に係る教示等の手続及び法第 20 条第 6 項に基づく患者等に対する意見を述べる機会の付与を厳正に行う。
- (2) 検体の提出若しくは検体の採取に応じるべきことの勧告又は検体の採取の措置の対象者は、一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者若しくは感染症の患者と接触した者など当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症の所見のある者若しくは新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者とする。
- (3) 健康診断の勧告又は措置等は、病原体の感染経路その他の事情を十分に考慮した上で、感染症の患者や、感染源に濃厚に接触し、科学的、疫学的に当該感染症にかかっていると疑うに足りる理由のある者を対象とする。また、法に基づく健康診断の勧告等以外にも、市長が情報の公表を的確に行うことにより、市民が自発的に健康診断を受けよう勧奨する。
- (4) 就業制限は、感染症の病原体を保有している者が特定の職業への就業をしないよう通知するものである。市は、この措置にあつては、その対象者の自覚に基づく自発的な休暇、就業制限の対象以外の業務に一時的に従事すること等により対応することが基本である旨を、対象者その他の関係者に対して周知する。
- (5) 入院の勧告等に係る入院は、医師から患者等に対する十分な説明と同意に基づいた医療の提供が基本である。市においては、入院後も、法第 24 条の 2 に基づく処遇についての市長に対する苦情の申出や、必要に応じての十分な説明、相談及びカウンセリングを通じ、患者等の精神的不安の軽減を図るよう医療機関に要請する。

- (6) 市長が入院の勧告を行うに際しては、市の職員から患者等に対して、入院の理由、退院請求、審査請求に関する事等、入院の勧告の通知に記載する事項を含め十分な説明を行う。また、入院勧告等を実施した場合にあっては、市は、講じた措置の内容、提供された医療の内容及び患者の病状について、患者ごとに記録票を作成する。
- (7) 入院勧告等に係る患者等が法第 22 条第 3 項に基づく退院請求を行った場合には、市長は、当該患者が病原体を保有しているかどうかの確認を速やかに行う。

4 感染症の診査に関する協議会

- (1) 感染症の診査に関する協議会（以下「診査協議会」という。）については、感染症のまん延防止の観点から感染症に関する専門的な判断を行うとともに、患者等への医療及び人権の尊重の視点が必要であることから、市長は診査協議会の委員の任命に当たってはこの趣旨を十分に考慮する。
- (2) 診査協議会は、患者の入院している医療機関の所在地（結核の場合は患者の居住地）を管轄する保健所が開催するものであることから、市長が入院を勧告し、市外の医療機関に入院した患者について診査協議会を開催する場合、新潟県及び市は相互に連携して対応する。
- (3) 診査協議会の開催場所等については、地域の実情及び個々の患者等の状況を踏まえ、弾力的に運用されるよう配慮する。

5 消毒その他の措置

消毒、ねずみ族及び昆虫等の駆除、物件に対する措置、建物への立入制限又は封鎖、交通の制限及び遮断等の措置を講ずるに当たっては、市長は、個人の権利に配慮しつつ、可能な限り関係者の理解を得ながら、必要最小限の措置になるよう努める。

6 食品衛生部門及び環境衛生部門との連携

- (1) 食品媒介感染症が疑われる疾患が発生した場合には、市保健所長の指揮の下、食品衛生部門及び感染症対策部門が相互に連携を図りながら、迅速な原因究明を行う。
- (2) 病原体、原因食品、感染経路等が判明した場合には、食品衛生部門にあっては感染防止のため、原因物質に汚染された食品等の販売禁止、営業停止等の行政処分を行うとともに、感染症対策部門にあっては必要に応じ消毒等を行う。
- (3) 二次感染による感染症のまん延防止については、感染症対策部門において感染症に関する情報の公表の他必要な措置をとる。
- (4) 原因となった食品等の究明に当たっては、市保健所は、新潟市衛生環境研究所、新潟県保健環境科学研究所、国立試験研究機関等との連携を図る。
- (5) 水や空調設備、ねずみ族及び昆虫等を介した感染症のまん延防止のための対策を講じ

るに当たり、新潟県、市の環境衛生部門と感染症対策部門との連携を図る。

7 市保健所及び新潟市衛生環境研究所の役割分担及び連携

- (1) 市保健所は、直接患者等や医療機関と接する中で得た情報を随時新潟市衛生環境研究所に報告、提供するとともに、新潟市衛生環境研究所から還元された情報を市医師会等の関係機関に提供する。
- (2) 新潟市衛生環境研究所は、市保健所から提供された情報と過去に蓄積された情報の分析を行い、必要に応じて関係機関に提供する。

8 新感染症、一類感染症の発生時の対応

- (1) 新感染症は、感染力や罹患した場合の重篤性が極めて高い一類感染症と同様の危険性を有する一方、病原体が不明であるという特徴を有するものもある。
- (2) 市内において新感染症と疑われる症例が報告された場合には、法第 51 条第 2 項に規定する国の技術的指導及び助言を求めながら、状況に応じた調査などを行う。
- (3) 一類感染症の発生時の対応については、基本的には市が新潟県と連携して行うものであるが、国内における対応の実践例が希少であることから、直ちに厚生労働省に連絡し、国及び地方公共団体等と連携しつつ、調査及びまん延防止のための対応を行う。

第 3 章 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項

1 基本的な考え方

感染症対策は、科学的な知見に基づいて推進されるべきものであることから、感染症及び病原体等に関する調査及び研究は、感染症対策の基本となるべきものである。

2 情報の収集、調査及び研究の推進

- (1) 市における情報の収集、調査及び研究の推進に当たっては、地域における感染症対策の中核的機関である市保健所及び市における感染症及び病原体等の技術的かつ専門的な機関である新潟市衛生環境研究所が市の関係部局と連携を図りつつ、計画的に取り組む。
- (2) 市保健所等における調査及び研究については、例えば、その地域に特徴的な感染症の発生の動向やその対策等の地域の環境や当該感染症の特性等に応じた取組が重要であり、その取組に当たっては、疫学的な知識及び感染症対策の経験を有する職員を活用する。

(3) 市保健所等が感染症の発生届及び積極的疫学調査に関する情報を迅速かつ効率的に収集し、感染症対策の推進に活かしていくための仕組みとして、厚生労働省令で定める感染症指定医療機関の医師が市に対して届出等を行う場合には、電磁的方法によることが必要であるため、市保健所は、医師に対し電磁的方法による届け出を徹底するよう働きかけを行う。また、収集した様々な情報について個人を特定しないようにした上で、連結して分析する。

3 市保健所の役割

市保健所は、地域における感染症対策の中核的機関との位置付けから、感染症対策に必要な情報の収集、疫学的な調査及び研究を新潟市衛生環境研究所との連携の下に進め、地域における総合的な感染症の情報の発信拠点としての役割を果たす。

4 新潟市衛生環境研究所の役割

新潟市衛生環境研究所は、市における感染症及び病原体等の技術的かつ専門的な機関として、国立感染症研究所や他の地方衛生研究所等、検疫所、市の関係部局及び市保健所との連携の下に、感染症及び病原体等の調査、研究、試験検査並びに感染症及び病原体等に関する情報等の収集、分析及び公表等により感染症対策に重要な役割を果たす。

5 感染症指定医療機関等の役割

- (1) 感染症指定医療機関は、新興感染症の対応を行い、知見の収集及び分析を行う。
- (2) 厚生労働省令で定める感染症指定医療機関の医師は、新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者が入院した場合や、当該患者又は所見がある者が退院又は死亡した場合にも電磁的方法で報告することが求められる。

6 関係機関及び関係団体との連携

感染症及び病原体等に関する調査及び研究に当たっては、関係機関及び関係団体が適切な役割分担を行うことが重要である。このため、国立感染症研究所、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、検疫所、国立大学法人新潟大学をはじめとする研究機関、新潟県保健環境科学研究所及び新潟市衛生環境研究所をはじめとする関係研究機関等は、相互に十分な連携を図る。

第4章 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

1 基本的な考え方

- (1) 感染症対策において、病原体等の検査の実施体制及び検査能力（以下「病原体等の検査体制等」という。）を十分に有することは、人権の尊重の観点や感染の拡大防止の観点から極めて重要である。
- (2) 新潟市衛生環境研究所をはじめとする各検査機関における病原体等の検査体制等について、法施行規則に基づき整備し、管理する。
- (3) 市は、感染症指定医療機関や一般の医療機関における検査、民間の検査機関等における検査等に対し技術支援や精度管理等を実施する。
- (4) まん延が想定される新興感染症が発生した際に、検査が流行初期の段階から、より迅速に、より効果的に「オール新潟」による対応を行えるよう、新潟県感染症対策連携協議会等を活用し、関係者や関係機関と協議の上、民間の検査機関等との連携の推進なども含め、平時から計画的な準備を行う。

2 市の検査実施体制

- (1) 市は、広域にわたり又は大規模に感染症が発生、又はまん延した場合を想定し、新潟県感染症対策連携協議会等を活用し、新潟市衛生環境研究所や市保健所における病原体等の検査に係る役割分担を明確にした上で、それぞれの連携を図る。
- (2) 市は、新潟市衛生環境研究所が十分な試験検査機能を発揮できるよう、計画的な人員の確保や配置を行う等、平時から体制整備を行う。
- (3) 市は、新興感染症のまん延時に備え、検査体制を速やかに整備できるよう、市長と民間検査機関等との検査等措置協定等により、平時から計画的な準備に努める。

3 新潟市衛生環境研究所の検査実施体制

新潟市衛生環境研究所は、新興感染症の発生初期において検査を担うことを想定し、新潟県保健環境科学研究所と連携して、平時からの研修や実践的な訓練の実施、検査機器等の設備の整備、検査試薬等の物品の確保等を通じ、自らの試験検査機能の向上に努めるとともに、地域の検査機関の資質の向上と精度管理に向けて、積極的な情報の収集及び提供や技術的指導を行い、質の向上を図る。また、国立感染症研究所の検査手法を活用して新潟市衛生環境研究所が新潟県保健環境科学研究所と連携して検査実務を行うほか、市保健所や他の都道府県等の地方衛生研究所等と連携して、迅速かつ的確に検査を実施する。

4 総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び公表

- (1) 感染症の病原体等に関する情報の収集、分析及び公表は、患者に関する情報とともに、感染症発生動向調査の言わば車の両輪として位置付けられるものである。このため、

市は、新潟県と連携して、病原体等に関する情報収集のための体制を構築するとともに、患者情報と病原体情報の迅速かつ総合的な分析及び公表に努める。

- (2) 新潟市衛生環境研究所は、市保健所、新潟県保健環境科学研究所と連携し、病原体検査情報と患者情報の一元的な分析、提供を行う。

5 関係機関及び関係団体との連携

- (1) 病原体等の情報の収集に当たって、市は新潟県とともに、市医師会等の医療関係団体、民間検査機関等と連携を図りながら進める。
- (2) 特別な技術が必要とされる検査については、国立感染症研究所、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、大学の研究機関、他都道府県等の地方衛生研究所等との連携のもとに実施する。

第5章 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項

1 基本的な考え方

市長が入院を勧告した患者又は入院させた患者の医療機関への移送は、市長が行う業務とされているが、その体制の確保に当たっては、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症の発生及びまん延時に積極的疫学調査等も担う市保健所のみでは対応が困難な場合において、市の組織内における役割分担や、市消防局との連携、民間事業者等への業務委託等を図る。

2 市における感染症の患者の移送のための体制の確保の方策

- (1) 感染症の患者の移送について、平時から組織内で連携し、役割分担、人員体制の整備を図る。
- (2) 市保健所は、新潟県感染症対策連携協議会等を通じ、市消防局と連携し、感染症の患者の病状を踏まえた移送の対象及び感染症の特性を踏まえた安全な移送体制の確保について、地域の救急搬送体制の確保の観点にも十分留意して、救急搬送の適正利用に配慮しつつ、役割分担を協議し、協定を締結する。
- (3) 一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症の発生に備え、移送に必要な車両の確保、民間移送機関や民間救急等との役割分担をあらかじめ決めておくよう努める。また、高齢者施設等に入所しており配慮を必要とする方の移送については高齢者施設等の関係団体等とも連携し、移送の際の留意事項を含めて協議する。

- (4) 市の区域を越えた移送が必要な緊急時における対応方法について、あらかじめ新潟県及び関係機関と協議をする。
- (5) 一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は疑似症患者並びに新感染症の所見がある者若しくは当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由がある者の発生に備え、平時から、関係者を含めた移送訓練や演習等を定期的に計画し、実施する。
- (6) 感染症の患者の移送を行うに当たり、感染経路別の予防策及びまん延防止対策等に努める。
- (7) 新感染症の所見がある者の移送を行うに当たり、国の積極的な協力を要請するとともに、新潟県と連携して調査を行い、感染拡大の防止等に努める。
- (8) 一類感染症の患者等の移送を行うに当たり、国内における対応の実践例が希少であることから、市内での届出があった場合には、国及び新潟県との緊密な連携を図りながら対応する。
- (9) 二類感染症の患者の移送を行うに当たり、感染力など総合的に判断した危険性が比較的高くない場合や、患者自らが感染症指定医療機関等に移動し、入院することが可能である場合などにおいては、市長による移送が必ずしも必要でないが、その場合、適切な感染予防策を患者等に提供する。

3 関係機関及び関係団体との連携

法第 21 条（法第 26 条第 1 項又は第 2 項において準用する場合を含む。）又は法第 47 条の規定による移送を行うに当たり、市保健所及び市消防局は協定に基づき連携する場合には、円滑な移送が行われるよう努める。

また、平時から医療機関の受入体制の情報を共有する枠組みを整備する。

さらに、市消防局が傷病者を搬送した後、当該傷病者が、法第 12 条第 1 項第 1 号等に規定する患者等であると医療機関が判断した場合には、医療機関から市消防局に対して、当該感染症等に関し適切に情報等を提供するよう周知する。

第 6 章 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項

1 基本的な考え方

感染症においては、平時から、流行時に対応できる体制を確保することが重要である。

この体制の確保に当たり対象とする感染症は、法に定める新興感染症を基本とする。予防計画等の策定に当たっては、感染症に関する国内外の最新の知見を踏まえつつ、新型コロナウイルス感染症対応の教訓や序章 2 に掲げる方針を踏まえ、当該対応を念頭に、感染の初期段階からより迅速に、より効果的に「オール新潟」による対応を行えるよう取り組む。

なお、実際に発生及びまん延した感染症が、事前の想定とは大きく異なる事態となった場合は、実際の状況に応じて機動的に対応する。

本計画においては、市における新型コロナウイルス感染症での対応を踏まえ、次の事項について数値目標を定める。

- (1) 新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者若しくは当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者若しくは新感染症の所見がある者若しくは当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者の検体又は当該感染症の病原体の検査の実施能力及び新潟市衛生環境研究所における検査機器の数
- (2) 感染症医療担当従事者等（感染症の患者に対応する医療を担当する医師、看護師その他の医療従事者）及び市保健所の職員その他感染症の予防に関する人材の研修及び訓練の回数
- (3) 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間における感染症の予防に関する市保健所の業務を行う人員及び地域保健法第 21 条第 1 項に規定する者であって必要な研修を受けたものの確保数

新潟市感染症予防計画 数値目標一覧

区分	項目		目標値
検査体制※1	検査の実施能力	新潟市環境衛生研究所	288 件/日
	地方衛生研究所等の検査機器の数	新潟市環境衛生研究所	4 台
人材養成・ 資質向上	人材の研修及び訓練の回数	新潟市保健所	1 回以上/年
保健所 体制確保※2	流行開始から 1 か月間において想定される業務量に対応する人員確保数	新潟市保健所	127 人
	うち、即応可能な IHEAT 要員の確保数	新潟市保健所	5 人

※ 1 本計画策定時点において想定する検査実施能力等を記載。新興感染症が発生した場合には、必要に応じて民間の検査機関等を活用する。

※ 2 人員確保数は、国のガイドラインに基づき、新型コロナウイルス感染症の第 6 波

と同規模の感染拡大が起こった場合を想定。

2 厚生労働省令で定める体制の確保に係る市における方策

市は、国が定める基本指針等、新潟県感染症予防計画及び市における新型コロナウイルス感染症での対応を踏まえ、本計画における数値目標を定める。

また、新潟県感染症対策連携協議会において、本計画に基づく取組状況を毎年報告し、数値目標の達成状況等について進捗確認を行うことで、平時より感染症の発生及びまん延を防止していくための取組を関係者が一体となって PDCA サイクルに基づく改善を図り、実施状況について検証する。

3 関係機関及び関係団体との連携

市は、数値目標の達成状況を含む本計画の実施状況及びその実施に有用な情報を、新潟県感染症対策連携協議会等に共有し、連携の緊密化を図る。

第7章 新型インフルエンザ等感染症又は新感染症の外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項

1 基本的な考え方

(1) 新型インフルエンザ等感染症又は新感染症の外出自粛対象者及び法の規定が適用される指定感染症の外出自粛対象者（以下「外出自粛対象者」という。）については、体調悪化時等に、適切な医療に繋げることができる健康観察の体制を整備することが重要である。

また、外出自粛により生活上必要な物品等の物資の入手が困難になることから、当該対象者について生活上の支援を行うことが重要である。

また、外出自粛対象者が高齢者施設等や障がい者施設等において過ごす場合は、施設内で感染がまん延しないような環境を構築することが求められる。

(2) 外出自粛対象者の療養生活の環境整備にあたっては、新型コロナウイルス感染症対応の教訓や序章の2に掲げる方針を踏まえ、感染の初期段階からより迅速に、より効果的に「オール新潟」で機動的に対応することが重要である。

(3) 市は国が作成する自宅療養に係るマニュアル等を活用し、新潟県と連携して外出自粛対象者の療養生活の環境整備を行う。

2 市における外出自粛対象者の療養生活の環境整備の方策

- (1) 市は、医療機関、市医師会、薬剤師会、看護協会や民間事業者への委託等を活用しつつ、新潟県と連携して外出自粛対象者の健康観察の体制を確保する。看護職員が電話等で体調を聞き取り、医師の診察が必要と判断した場合は、オンライン診療等による医師の診察に繋げるなど、療養者が宿泊施設や自宅から出ることなく療養できる体制となるよう考慮する。
- (2) 市は新潟県と連携して、新潟県が設置する宿泊施設の運営に係る体制確保の方策を平時から検討し、宿泊施設運営業務マニュアル等を整備する。また、感染症の発生及びまん延時には、医療体制の状況を踏まえつつ、迅速に職員、資機材等を確保する等、円滑な宿泊施設の運営体制の構築及び実施を図る。宿泊施設には健康観察を行う看護職員と生活支援を行う事務職員を配置し、新潟県庁にも連絡調整を行う職員を配置するなど、安心して療養できる体制を構築する。
- (3) 市は、外出自粛対象者が外出しなくとも生活できるようにするため、新潟県と連携して民間事業者への委託を活用しつつ、食料品等の生活必需品等を支給するなどの支援を行うとともに、自宅療養時においても、薬物療法を適切に受けられるように必要な医薬品を支給できる体制を確保する。また、介護保険の居宅サービスや障がい福祉サービス等を受けている場合には、介護サービス事業者や障がい福祉サービス事業者等との連携を図る。
- (4) 市は、健康観察や生活支援等を効率的に行うため、新潟県と連携して ICT を積極的に活用する。
- (5) 市は、高齢者施設等や障がい者施設等において、医療機関と連携し、必要に応じてゾーニング等の感染対策の助言を行うことができる体制を平時から確保しておき、新興感染症の発生及びまん延時において施設内における感染のまん延防止を図る。

3 関係機関及び関係団体との連携

- (1) 新型コロナ対応では、新潟県が全県を対象として健康観察等を実施し、適切な医療従事者の配置など効率的な運用を行ってきたことから、健康観察、生活支援及び宿泊施設の運営にあたっては、市は、人員や費用の応分の負担をするなど新潟県と連携を図る。
- (2) 市は、外出自粛対象者の健康観察や生活支援等の実施に当たっては、新潟県とともに市医師会、薬剤師会、看護協会又は民間事業者等と連携を図る。
- (3) 市は、福祉ニーズのある外出自粛対象者が適切な支援を受けられるよう、新潟県と連携して新潟県感染症対策連携協議会等を通じて、介護サービス事業者、障がい福祉サービス事業者等と連携を図る。

第8章 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示の方針に関する事項

1 基本的な考え方

- (1) 法第 63 条の 3 第 1 項に基づき、新潟県知事は、県民全体の生命・健康を守るため、より迅速に、より効果的に「オール新潟」による機動的な対応を行えるよう、平時から新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に至るまで、感染症の発生及びまん延を防止するために必要がある場合、感染症対策全般について、新潟県知事が、市長、他市町村長及び医療機関に対して総合調整を行う。また、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、国民の生死に直結する緊急性を有する入院勧告又は入院措置を実施するために必要な場合に限り、市長への指示を行うものとする。
- (2) 感染症対策の実施については、基本的に新潟県が主体となって総合調整を行うが、感染症の専門家や保健師等の派遣、患者の移送等について、複数の都道府県や医療機関等に対して広域的な総合調整を行う必要がある場合は、厚生労働大臣が新潟県知事、市長、医療機関等に対して総合調整を行う。また、感染症の発生を予防、又はそのまん延を防止するため緊急の必要がある場合等において、厚生労働大臣が新潟県知事又は市長に対して指示を行う。

2 国の総合調整及び指示方針に対する市の対応

- (1) 国が、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に、都道府県の区域を越えた感染症の予防に関する人材の確保、患者の移送その他感染症のまん延を防止するため必要があると認め、総合調整を行使した場合には、市長は、新潟県知事、医療機関その他の関係者ととともに、国と連携しながら速やかに対応等を行う。
- (2) 市長は、他の都道府県知事や保健所設置市等の長、医療機関その他の関係者の必要な協力を求める場合は、国に総合調整を要請することができる。

3 新潟県における総合調整及び指示の方針に対する市の対応

- (1) 新潟県知事による総合調整は、平時であつても感染症対策に当たり必要がある場合に実行され、市長の他、医療機関や感染症試験研究等機関といった民間機関も対象となる。新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間における総合調整・指示の発動場面・要件等については、感染症の特性等に合わせて、より迅速に、より効果的に、かつ機動的に対応するため、新潟県感染症対策連携協議会を活用し、事前に医療機関や専門家と感染症に関する情報共有や対応を協議できる体制を構築し、平時から関係者に共有される。なお、必要がある場合に限り、市長は新潟県知事に対して総合調整を

要請する。

- (2) 市長は、新潟県知事が総合調整を行うために必要があると認め、報告又は資料の提供を求める場合は、速やかに対応等を行う。

第9章 法第53条の16第1項に規定する感染症対策物資等の確保に関する事項

1 基本的な考え方

医薬品や個人防護具等の感染症対策物資等については、感染症の予防及び感染症の患者に対する診療において欠かせないものであり、次の感染症危機から市民の生命・健康を守る上で、感染症対策物資の備蓄や確保は重要である。

特に新型インフルエンザ等感染症等の全国的かつ急速なまん延が想定される感染症が発生した際には、新型コロナウイルス感染症の対応時と同様、感染症対策物資等の不足が見込まれるため、平時から感染症対策物資の備蓄や確保を行う。

2 感染症対策物資等の確保に関する方策と関係機関及び関係団体との連携

市は、新興感染症の汎流行時に、個人防護具等の供給及び流通を的確に行うため、個人防護具等の備蓄又は確保に努める。

また、感染症対策物資等の需給状況について、関係機関及び関係団体と情報共有し、把握に努める。

第10章 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項

1 基本的な考え方

- (1) 市においては適切な情報の公表、正しい知識の普及等を行うことが、医師等においては患者等への十分な説明と同意に基づいた医療を提供することが、市民においては感染症について正しい知識を持ち、自らが予防するとともに、患者や医療従事者等が差別を受けないよう配慮していくことが、それぞれ重要である。
- (2) 市は、法に基づき感染症のまん延防止のための措置及び感染症の予防のための情報の公表を行うに当たっては、患者や医療従事者等の人権を尊重することが必要である。

2 啓発及び知識の普及

- (1) 市は、診療、就学、就業、交通機関の利用等の場面において、患者等への差別や偏見の排除等のため、国に準じた施策を講ずるとともに、相談機能の充実等住民に身近なサービスを充実するよう取り組む。特に、市保健所は、地域における感染症対策の中核的機関として、感染症についての情報提供、相談等のリスクコミュニケーションを行う。また、新潟県感染症対策連携協議会等で議論を行う際には、患者等の人権を考慮して感染症対策の議論を行う。
- (2) 市は患者に関する情報の流出防止のため、関係職員に対する研修、医療機関に対する注意喚起等を行う。

3 情報の活用、提供（公表）時における患者等の人権の尊重

- (1) 患者等のプライバシーを保護するため、医師が市長へ感染症患者に関する届出を行った場合には、状況に応じて、患者等へ当該届出の事実等を通知するように努めるよう周知徹底を図る。
- (2) 市は、法第 12 条に基づく医師の届出により得られた情報等を分析し、法第 16 条に基づき、市民に対し感染症の予防のための情報を積極的に公表する。
- (3) (2) による情報の公表に当たっては、法第 16 条第 2 項の趣旨及び新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定を踏まえ、個人が特定されることのないよう十分に配慮するとともに、状況に応じて患者等へ公表内容等を通知するよう努める。
- (4) 報道機関においては、常時、的確な情報を提供することが重要であるが、個人情報に注意を払い、感染症に関し、誤った情報や不適當な報道がなされたときには、速やかにその訂正がなされるよう、市は、報道機関との連携を平常時から密接に行う等の体制整備を図る。

4 関係機関との連携

市及び新潟県の関係部局、国の機関、地方公共団体、医療関係団体、報道機関等が、相互に緊密な連携を図る。

第 11 章 感染症対策に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

1 基本的な考え方

現在、国内において感染者が減少している感染症に関する知見を十分有する者が少なくなっている一方で、新たな感染症対策に対応する知見を有する医療現場で患者の治療に

当たる感染症の医療専門職の他にも、介護施設等でクラスターが発生した場合に適切な感染拡大防止対策を行うための感染管理の専門家、感染症の疫学情報を分析する専門家、そして行政の中においても感染症対策の政策立案を担う人材など多様な人材が改めて必要となっていることを踏まえ、国、新潟県及び市は、これら必要とされる感染症に関する人材の確保のため、感染症に関する幅広い知識や研究成果の医療現場への普及等の役割を担うことができる人材の養成を行う必要がある。また、大学医学部をはじめとする、医師等の医療関係職種の新規養成課程や大学院等においても、感染症に関する教育を更に充実させていくことが求められる。

2 市における感染症に関する人材の養成及び資質の向上

- (1) 市長は、国立保健医療科学院、国立感染症研究所等で実施される感染症対策・感染症検査等に関する研修会や実地疫学専門家養成コース（FETP—J）等に市保健所及び新潟市衛生環境研究所職員等を積極的に派遣するとともに、市が感染症に関する講習会等を開催すること等により市保健所の職員等に対する研修の充実を図る。
- (2) 市長は、研修会等により感染症に関する知識を習得した者を市保健所、新潟市衛生環境研究所等において活用等を行う。
- (3) 市は新潟県と連携して、地域保健法第 21 条第 1 項に規定する者（以下「IHEAT 要員」という。）の確保や研修、IHEAT 要員との連絡体制の整備や IHEAT 要員及びその所属機関との連携の強化などを通じて、IHEAT 要員による支援体制を確保する。
- (4) 市保健所においては、平時から、IHEAT 要員への実践的な訓練の実施や IHEAT 要員の支援を受けるための体制を整備するなど IHEAT 要員の活用を想定した準備を行う。

3 医療機関等における感染症に関する人材の養成及び資質の向上

第一種協定指定医療機関及び第二種協定指定医療機関を含む感染症指定医療機関においては、感染症対応を行う医療従事者等の新興感染症の発生を想定した必要な研修・訓練を実施、又は国、新潟県及び市若しくは医療機関が実施する当該研修・訓練に医療従事者を参加させることにより、体制強化を図る。また、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間においては、感染症医療担当従事者等を他の医療機関、宿泊施設及び高齢者施設等に派遣できるように平時から研修や訓練を実施することを検討する。

4 医師会等関係機関及び団体との連携

- (1) 医師会等の医療関係団体においては、会員等に対して感染症に関する情報提供及び研修を行う。
- (2) 市は、関係機関及び関係団体が行う研修へ職員を積極的に参加させるとともに、その人材の活用等に努める。

第12章 感染症の予防に関する市保健所の体制の確保に関する事項

1 基本的な考え方

- (1) 市保健所は地域の感染症対策の中核的機関として、地域保健法に基づき厚生労働大臣が定める基本指針とも整合性をとりながら、必要な情報の収集、分析、対応策の企画立案・実施、リスクコミュニケーション等を行う機関であるとともに、感染症の感染拡大時にも健康づくり等地域保健対策も継続できることが重要である。また、平時より有事に備えた体制を構築し、有事の際には速やかに体制を切り替えることができる仕組みが必要である。
- (2) 市は、新潟県感染症対策連携協議会等を活用しながら関係機関及び関係団体と連携するとともに、保健衛生部門等における役割分担を明確化することが重要である。
- (3) 感染症発生時に迅速に対応できるよう、感染症に関する情報が、責任者に対して迅速かつ適切に伝達され、一元的に管理される体制を構築することが重要である。あわせて、外部人材の活用も含めた必要な人員の確保、受入体制の整備、必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を通じて健康危機発生時に備えて、市保健所の平時からの計画的な体制整備が必要である。また、業務の一元化、外部委託、ICT 活用も視野に入れて体制を検討することが重要である

2 感染症の予防に関する市保健所の体制の確保

- (1) 市は新潟県と連携して、新潟県感染症対策連携協議会等を活用し、新潟県や県保健所等との役割分担や連携内容を平時から調整する。感染症のまん延が長期間継続することも考慮し、必要となる市保健所の人員数を想定し、感染症発生時において速やかに体制を切り替えることができるようにする。
- (2) 市は、広域的な感染症のまん延防止の観点から、感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査等の専門的業務を十分に実施するために、感染症の拡大を想定し、市保健所における人員体制や設備等を整備する。体制の整備に当たっては、必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄を始め、業務の外部委託や ICT の活用などを通じた業務の効率化を積極的に進める。また、IHEAT 要員等からの応援体制を含めた人員体制、受入体制の構築（応援派遣要請のタイミングの想定も含む。）に努め、市民及び職員等の精神保健福祉対策等についても考慮する。
- (3) 市は、有事の際には国が整備した都道府県等の区域を越えた応援派遣等の仕組みを活用し、新潟県と連携して市保健所の体制の確保に努める。

- (4) 市は、地域の健康危機管理体制を確保するため、市保健所に市保健所長を補佐する統括保健師等の総合的なマネジメントを担う保健師を配置する。

3 関係機関及び関係団体との連携

- (1) 市は、新潟県感染症対策連携協議会等を活用し、新潟県、他市町村、学術機関、市消防局などの関係機関、専門職能団体等と市保健所業務に係る内容について連携する。
- (2) 市保健所は、感染症発生時における連携体制を確保するため、平時から庁内関係部局や新潟市衛生環境研究所等と協議し役割分担を確認するとともに、感染症発生時における協力について検討する。

第 13 章 緊急時における感染症の発生予防及びまん延防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策（国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項

1 緊急時における感染症の発生予防及びまん延防止並びに医療の提供

一類感染症、二類感染症又は新感染症の患者の発生を予防、又はそのまん延を防止するために緊急の必要があると認めるときは、市は、国の指示の下、新潟県と連携して迅速かつ的確な対策を講じられるようにする。

2 緊急時における国との連絡体制

- (1) 市長は、法第 12 条第 2 項に規定する国への報告等を確実に行うとともに、特に新感染症への対応を行う場合その他感染症への対応について緊急と認める場合にあっては、国との緊密な連携を図る。
- (2) 検疫所から新感染症あるいは一類感染症の患者等を発見した旨の情報提供があった場合には、検疫所と連携して、水際でのまん延防止に努める。
- (3) 緊急時においては、市は、患者の発生状況（患者と疑われる者に関する情報を含む。）等についてできるだけ詳細な情報を国に提供し、国からも必要な情報提供を得て、緊密な連携を図る。

3 緊急時における地方公共団体相互間の連絡体制

- (1) 市は、新潟県等の関係地方公共団体と緊密な連絡を保ち、感染症の発生状況、緊急度等を勘案し必要に応じて、相互に応援職員、専門家の派遣等を行う。また、市は新潟県と連携し、市消防局に対して、感染症に関する情報等を適切に連絡する。

- (2) 市は、関係地方公共団体等に対し、医師等からの届出等に基づき必要な情報を提供するとともに、医療機関、市医師会など関係団体との間で緊急時における連絡体制をあらかじめ定めるなど平時からの緊密な連携を図る。
- (3) 複数の都道府県等にわたり感染症が発生した場合又はそのおそれがある場合には、隣接県をはじめ関係する地方公共団体等との速やかな情報共有に努める。

第 14 章 その他感染症の予防の推進に関する重要事項

1 施設内感染の防止

- (1) 病院、診療所、老人福祉施設等（以下「施設」という。）において感染症が発生又はまん延しないよう、市は、最新の医学的知見等を踏まえた施設内感染に関する情報を施設の開設者又は管理者に適切に提供する。市は、施設内感染に関する情報や研究の成果及び講習会・研修に関する情報を、市医師会等の関係団体等の協力を得つつ、施設の開設者及び管理者に提供するとともに、現場の関係者に普及し、活用を促す。
- (2) 施設の開設者及び管理者は、感染症に関する情報に基づき、必要な措置を講ずるとともに、普段から施設内の患者及び職員の健康管理を進め、感染症が早期発見されるよう努めることが重要である。
- (3) 医療機関においては、院内感染対策委員会を中心に、院内感染の防止に努めることが重要であり、実際に取ったこれらの措置等に関する情報について、新潟県及び市や他の施設に提供することにより、その共有化を図ることが望ましい。
- (4) 施設においては、職員に対して、施設内感染の防止のため、予防接種により予防可能な疾患についてあらかじめワクチンの接種を受けさせることが望まれる。

2 災害防疫

- (1) 災害発生時には、生活環境が悪化し、被災者の病原体に対する抵抗力が低下する等により感染症が発生しやすくなり、加えて患者の移送を含む医療環境の悪化等の悪条件が重なる。これらの状況に際し、健康危機管理の観点から、市長は、迅速かつ的確に所要の措置を講じ、感染症の発生及びまん延防止に努める。
- (2) 市においては、市保健所等を拠点とし、新潟県と連携して、迅速な医療体制の確保、防疫活動、保健活動等を実施する。

3 動物由来感染症対策

- (1) 市は、動物由来感染症に対する必要な措置等が速やかに行えるよう、獣医師等に対し、

法第 13 条に規定する届出や狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）に規定する届出の義務について周知を行うとともに、ワンヘルス・アプローチ（人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むことをいう。）に基づき、市保健所等と関係機関及び市医師会、獣医師会などの関係団体等との情報交換を行うこと等により連携を図り、市民への情報提供を進める。

- (2) ペット等の動物を飼育する者は、(1)により市民に提供された情報等により動物由来感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努める。
- (3) 市は、積極的疫学調査の一環として動物の病原体保有状況調査（動物由来感染症の病原体の動物における保有の状況に係る調査をいう。）により広く情報を収集することが重要であるため、県保健所、市保健所、新潟県保健環境科学研究所、新潟市衛生環境研究所、家畜保健衛生所及び動物等取扱業者の指導を行う関係機関等と連携を図りながら、調査に必要な体制を構築する。
- (4) 動物由来感染症の予防及びまん延防止の対策については、感染症の病原体を媒介するおそれのある動物に対する対策や、動物等取扱業者への指導、獣医師との連携等が必要であることから、市の感染症担当部門において、ペット等の動物に関する施策を担当する部門と適切に連携を取りながら対策を講ずる。

4 外国人に対する適用

法は、国内に居住し又は滞在する外国人についても同様に適用されるため、市保健所等の窓口到我が国の感染症対策を外国語で説明したパンフレットを備えておく等の取組を行う。

5 薬剤耐性対策

市は、医療機関等において、薬剤耐性の対策及び抗菌薬の適正使用が行われるよう、適切な方策を講ずる。

6 市民への情報提供

感染症発生動向調査によるデータ等をホームページやSNS、報道機関等を通じて、随時情報提供するとともに、社会的に波及すると思われる重要な症例に関しては、市民がいたずらに不安に陥らないよう、様々な媒体を通じ、適切な情報を提供する。

巻末資料

用語説明

	用語	説明
あ	IHEAT（アイヒート）	地域保健法に基づく、感染症のまん延等の健康危機が発生した場合に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組み
	オール新潟	新興感染症に対応するため、県民や事業者をはじめ、国、新潟県、新潟県内の各市町村、専門家、医療機関、入院外療養者の受入施設、関係機関及び関係団体等が一体となって取り組む体制
か	外出自粛対象者	新型インフルエンザ等感染症又は新感染症外出自粛対象者及び法の規定が適用される指定感染症の外出自粛対象者
	感受性対策	ワクチン接種により、感受性のある状態（免疫を持っていない状態）をできる限り早く解決すること
	感染症医療担当従事者等	感染症医療担当従事者又は感染症予防等業務関係者
	感染症指定医療機関	法に規定する感染症患者の入院を担当する医療機関として、国や県が法に基づき指定した病院
	感染症発生動向調査	法に基づき感染症の発生状況を把握・分析し、情報提供することにより、感染症の発生およびまん延を防止することを目的とした調査事業
	疑似症	発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状または神経症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもの
さ	指定届出機関	法に基づき感染症の発生動向を調査するために、省令に規定する感染症について、患者または疑似症患者の発生状況の届出を行うこととして県が指定した病院または診療所
	宿泊施設	法第44条の3第2項（法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）又は法第50条の2第2項に規定する宿泊施設
	新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間	厚生労働大臣による新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症に係る発生の公表が行われときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの期間
	新興感染症	最近新しく認知され、局地的にあるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症で、本計画では、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症を指す

	用語	説明
さ	積極的疫学調査	法第 15 条に規定する感染症の発生の状況、動向及び原因の調査
た	地域医療支援病院	医療法に基づき、新潟県が個別に承認する病院
	特定機能病院	医療法に基づき、国が個別に承認する病院
	特定病原体	法に規定する、生物テロに利用される恐れがあり、かつ国民の生命と健康に影響を与える恐れのある病原体として、所持や運搬の許可、輸入の禁止された病原体
な	新潟県感染症対策連携協議会	法に基づき、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策の実施に当たり、関係機関等との連携協力体制の整備等を図るために県が設置した協議を行う場
	新潟市衛生環境研究所	地域保健法第 26 条に規定する業務を行う同法第 5 条第 1 項に規定する新潟市の機関
は	平時	患者発生後の対応時（法第 4 章又は 5 章の規定による措置が必要とされる状態）以外の状態
ま	無症状病原体保有者	法に規定する感染症の病原体を保有しているが当該感染症の症状を呈していない者

巻末資料

感染症分類

感染症法における分類一覧（令和5年5月8日時点）

分類	分類の考え方	規定されている感染症
一類感染症	感染力及び罹患した場合の重篤性からみた危険性が極めて高い感染症	エボラ出血熱、ペスト等
二類感染症	感染力及び罹患した場合の重篤性からみた危険性が高い感染症	結核、SARS、MERS等
三類感染症	特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起し得る感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス等
四類感染症	動物、飲食物等の物件を介してヒトに感染する感染症	狂犬病、マラリア、デング熱等
五類感染症	国が感染症発生動向調査を行い、その結果に基づいて必要な情報を国民一般や医療関係者に提供・公開していくことによって、発生・まん延を防止すべき感染症	インフルエンザ、性器クラミジア感染症等
新型インフルエンザ等感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザまたはコロナウイルス感染症のうち新たに人から人に伝染する能力を有することとなったもの ・かつて世界的規模で流行したインフルエンザまたはコロナウイルス感染症であってその後流行することなく長期間が経過しているもの 	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ等
指定感染症	法に位置づけられていない感染症について、一～三類、新型インフルエンザ等感染症と同等の危険性があり、措置を講ずる必要があるもの	政令で指定
新感染症	人から人に伝染する未知の感染症であって、罹患した場合の症状が重篤であり、かつ、まん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの	